

昭和三十年四月四九一四号
昭和三十一年四月一七七号

証 拠 の 申 出

原告 下田 隆 一外二名
同 岩 淵 文 治外一名
被告 国 淵

右当事者間の損害賠償請求事件につき、左の通り証拠の申出をいたします

昭和三十四年六月二十五日

原告代理人

弁護士 松 井 康

浩

東京地方裁判所民事第二十四部

御中



一 鑑定

東京都杉並区上萩窪一丁目七番地

鑑定人 安井 郁

鑑定事項

昭和二十年八月六日広島に投下した原子爆弾の
使用は、國際法に違反するか

二 本人訊問

広島市中区町 九四五番地

原告本人 下田 隆一

同市皆実町二丁目二六二番地

同 多田 マキ

東京都新宿区若菜町二丁目六番地

同 浜部 寿次

星塚市川面字宮，西三番地

岩淵武夫才

同

寝屋川市

成田

町

三

井

九

一

番地

一

五

岩

淵

文

治

同

川

島

登

智

子